

発議案第7号

八千代市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成31年3月18日

八千代市議会議長 林 隆 文 様

提出者 議会運営委員長 林 利 彦

## 提案理由

本年4月1日から市行政組織の一部が改められることに伴い、常任委員会の名称及び所管の変更をするため、所要の改正を行う。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市議会委員会条例の一部を改正する条例

八千代市議会委員会条例（昭和42年八千代市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中

1	総務企画部の所管に関する事項
2	財務部の所管に関する事項
3	会計課の所管に関する事項
4	議会の所管に関する事項
5	選挙管理委員会の所管に関する事項
6	監査委員の所管に関する事項
7	消防の所管に関する事項
8	その他、他の常任委員会の所管に属さない事項

を

「

1	企画部の所管に関する事項	
2	総務部の所管に関する事項	
3	財務部の所管に関する事項	
4	会計課の所管に関する事項	
5	議会の所管に関する事項	に改め、同表産業
6	選挙管理委員会の所管に関する事項	
7	監査委員の所管に関する事項	
8	消防の所管に関する事項	
9	その他、他の常任委員会の所管に属さない事項	

」

都市常任委員会の項及び文教安全常任委員会の項を次のように改める。

都市常任委員会	1	都市整備部の所管に関する事項	7人
	2	上下水道局の所管に関する事項	
文教経済常任委員会	1	教育委員会の所管に関する事項	7人
	2	経済環境部の所管に関する事項	
	3	農業委員会の所管に関する事項	

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の八千代市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による産業都市常任委員会及び文教安全常任委員会の委員長，副委員長及び委員である者は，それぞれこの条例による改正後の八千代市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による都市常任委員会及び文教経済常任委員会の委員長，副委員長及び委員になるものとし，その任期は，改正前の条例の規定による各常任委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により各常任委員会に付託されている事件については，改正後の条例の規定により，当該事件を所管する各常任委員会に付託されたものとみなす。